

消費者トラブル事例 【ネガティブオプション】

令和4年3月

<目次>

01：一方的に送り付けられてきたDVDと請求書

分類	音響・映像製品	販売方法	ネガティブオプション
タイトル	一方的に送り付けられてきたDVDと請求書		
相談内容	<p>自宅郵便受けに封筒が届いていた。開封したら、アダルトDVD 5巻と請求書が入っていた。請求書には、振込先の個人名義の口座が記載されており、「218,000円を3日以内に振り込むように、振り込まないと法的手続きをとる。」と書かれていた。会社名と携帯電話番号の記載はあるが、住所は不明で送り返すこともできない。警察に相談したら、消費生活センターに相談するようと言われた。(30歳 男性 給与生活者)</p>		
処理結果概要	<p>ネガティブオプションに関するトラブル事例について情報提供をしました。令和3年の特定商取引法改正(令和3年7月6日施行)により保管期間がなくなり商品をただちに処分してもよいとされていることを説明しました。今後、注文した覚えがないものが送られてきた場合には、一旦、受取保留にし知人や家族に確認し、頼んだ人がいないのであれば開封しないで受取拒否を検討してはどうかと助言しました。</p>		

[＜目次へ戻る＞](#)